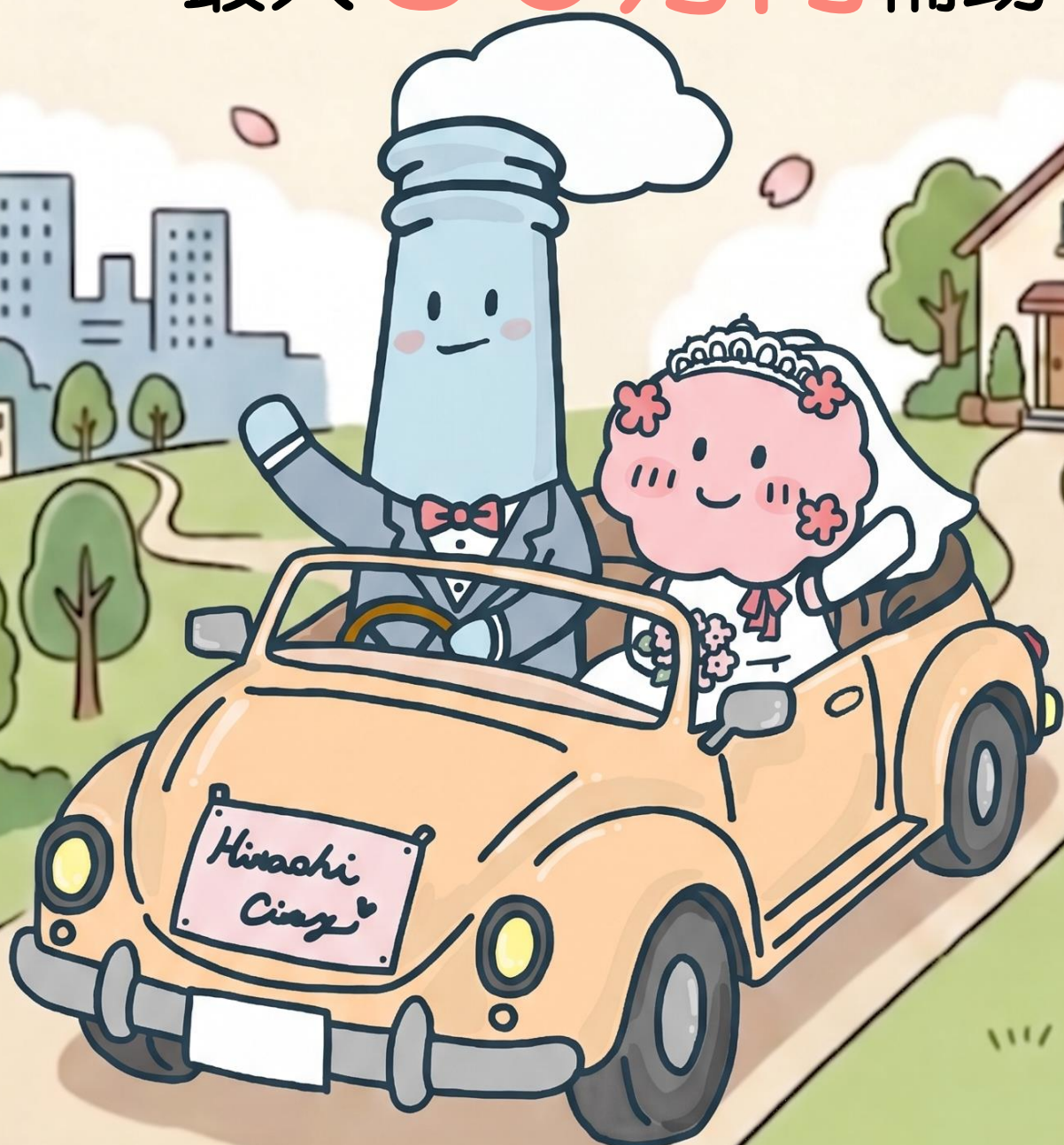


日立市結婚新生活支援事業

家賃等の新生活費用

最大 **30万円** 補助



申請期限

令和9年3月10日（水）

※予算額に達し次第、受付終了
となりますのでご了承ください。

※補助金の対象要件及び対象費用については、裏面にも記載しています。

★対象要件及び対象費用

★初めて申請される方

- 婚姻日が令和8年1月1日以降であること
- 婚姻日時点の夫婦それぞれの年齢が39歳以下であること
- 申請日時点で夫婦が共に日立市内の同じ住所に住民登録していること
- 市税などの滞納をしていないこと
- 夫婦の所得（申請日時点における最新の所得額）を合算した金額が500万円未満であること
- 講座等の受講要件（夫婦共に申請日までに次のいずれかを実施していること）
 - ①ライフデザイン支援講座
 - ②プレコンセプションケアに関する講座
 - ③医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - ④共家事・子育て講座
- 日立市に3年以上居住する意思を有すること

※上記以外にも要件がございます。詳しくはお問い合わせください。

参考動画QR



<プレコンセプションケア>



<共育プロジェクト>

★令和7年度に交付決定された方（継続申請）

- 令和7年度補助金の交付を受けている世帯で、その補助額が補助上限額未満であること
- 令和7年度補助金の交付申請日以降も引き続き婚姻関係にあること
- 継続補助の交付申請日時点で夫婦共に日立市内の同じ住所に住民登録していること
- 市税などの滞納をしていないこと

★対象費用 令和8年4月1日以降に発生した次の費用

- ①住居費（賃借）
※住宅賃借のために支払った費用（賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料）
- ②住居費（取得・リフォーム）
※住宅取得・リフォームのために支払った費用
- ③引越し費用
※新居に引越した際に、引越し業者等へ支払った費用

※申請方法及び必要書類等については、下記問合せ先までお問い合わせください。



申請・問合せ先 日立市保健福祉部子ども局子育て支援課
0294-22-3111（内線338）